

# 越谷市環境管理計画

## (2021～2030年度)

みんなで創ろう  
越谷の豊かな環境と未来



令和3年(2021年)4月  
越谷市

## はじめに



私たちのまち越谷市は、都心への交通利便性を背景に、着実に都市化を進め、現在、人口34万人を超える県南東部地域の中核都市に発展しました。

また、都市化を進めながら、環境を保全・創造していくため、昭和58年に環境管理計画を策定し、その後、市を取り巻く環境の変化に対応しながら、生活環境や自然環境の保全をはじめ、資源循環、地球温暖化対策などに取り組んでまいりました。

今後は、脱炭素、プラスチック廃棄物処理、気候変動による気象災害など、新たな環境課題にも対応していく必要があります。

一方、国際社会に目を向けると、貧困や飢餓などの課題解決のための「SDGs（持続可能な開発目標）」や、地球温暖化による気温上昇を $2^{\circ}\text{C}$ 未満とする「パリ協定」が採択されるなど大きな変化が起こっています。さらに、新型コロナウィルス感染症は人々の生活をはじめ社会や経済に大きな影響を及ぼしています。

今はまさに、時代の転換点であり、持続可能な社会の構築を目指し、大きく考え方を変革することが必要とされています。

今回、社会の変革や様々な環境課題に対応するため、これまで進めてきた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に加え、「気候変動適応計画」、「生物多様性アクションプラン」を内包し、令和3年度から10年間を計画期間とする新たな環境管理計画を策定しました。

本計画では、SDGsの理念を踏まえ、環境のみでなく、環境・社会・経済の三側面での調和を図ること、また、行政・市民・事業者の協働を基本理念としております。

全ての市民、事業者と行政がそれぞれ責任を持って考え、一体となって行動し、未来の越谷市民が住み続けられる環境を保全・創造することを目指し、望ましい環境像を「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」としました。

本市の環境条例の前文に示されるとおり「全市民の英知と努力により真に豊かな環境を保全し、創造していかなければならない」ことを改めて認識し、共に行動を起こしていきましょう。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました越谷市環境審議会の皆様をはじめ、多くの皆様方に、深く感謝を申し上げます。

令和3年(2021年)4月

越谷市長 高橋 努

## 目 次

<b>第1章 越谷市環境管理計画の考え方 .....</b>	<b>1</b>
1 環境管理計画改定の背景と目的 .....	2
2 市域の概況.....	3
3 本市の環境課題.....	6
(1) 本市の環境を取り巻く国内外の変化.....	6
(2) 本市の環境状況.....	11
(3) 前計画の進捗状況.....	27
(4) 本市の環境課題と今後の方向性.....	31
4 環境管理計画の基本的事項 .....	36
(1) 環境管理計画の目的.....	36
(2) 環境管理計画の位置付け.....	36
(3) 計画の対象範囲.....	37
(4) 計画期間 .....	37
<b>第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念 .....</b>	<b>39</b>
1 望ましい環境像 .....	40
2 基本理念.....	41
基本理念1 環境面から社会・経済課題の同時解決 .....	41
基本理念2 行政・市民・事業者の協働.....	42
基本理念3 地域資源の持続的な活用.....	44
<b>第3章 具体的目標と環境施策 .....</b>	<b>47</b>
1 環境施策の展開方向 .....	48
2 計画の施策体系 .....	49
3 基本目標ごとの施策展開 .....	52
基本目標1 脱炭素社会の構築.....	52
基本目標2 気候変動影響への適応 .....	63
基本目標3 資源循環型の地域形成 .....	71
基本目標4 生物多様性の保全と回復 .....	78
基本目標5 安全で安心な生活環境の形成 .....	88
基本目標6 人づくり、参加・協働 .....	95
<b>第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針 .....</b>	<b>101</b>
1 関係者の役割 .....	102
2 各主体の環境配慮指針（こしがやクールアクション2030） .....	103
(1) 市民の環境配慮指針.....	103
(2) 事業者の環境配慮指針.....	115

<b>第5章 推進プロジェクト</b>	<b>127</b>
1 推進プロジェクトの位置付け	128
2 推進プロジェクト	129
(1) 環境面の取組内容	129
(2) 社会面の取組内容	130
(3) 経済面の取組内容	131
<b>第6章 計画の推進と進行管理</b>	<b>133</b>
1 計画の推進体制	134
(1) 市の推進組織	134
(2) 市民・事業者の推進組織	135
(3) 越谷市環境審議会	135
(4) 国・県および周辺自治体	135
2 計画の進行管理	136
(1) 進行管理の方法	136
(2) その他	137
<b>用語集</b>	<b>139</b>

## 巻末資料

- 資料 - 1 SDGs ターゲットと実施施策の対応表
- 資料 - 2 温室効果ガス排出量算定の関連資料
- 資料 - 3 市民アンケート調査結果
- 資料 - 4 越谷市環境審議会委員名簿
- 資料 - 5 越谷市環境管理計画改定の流れ
- 資料 - 6 越谷市環境管理計画の策定について（諮問）
- 資料 - 7 越谷市環境管理計画の策定について（答申）
- 資料 - 8 越谷市環境条例
- 資料 - 9 開発事業別の環境配慮指針（環境条例第33条環境配慮事業より）

